

## 山梨県私立高等学校通信制課程の設置等の認可に係る審査基準

### (趣旨)

第1条 通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の設置及び廃止、課程及び学科の設置及び廃止に係る学則変更、通信教育を行う区域に係る学則変更、面接指導等実施施設及び学習等支援施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）に係る学則変更、収容定員に係る学則変更並びに設置者の変更に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

### (名称)

第2条 実施校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、既存の国公立高等学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものであってはならない。

### (自己評価等)

第3条 実施校は、その教育水準の向上を図り、当該実施校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該実施校の設置者に報告しなければならない。

2 実施校は、規程に規定する通信教育実施計画その他の法令の規定に基づき作成が義務付けられている計画を作成しなければならない。

### (情報の積極的な提供)

第4条 実施校は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、規程第14条第1項に規定する情報の公表を行わなければならない。この場合においては、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法及び内容、授業料、入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。

### (立地条件)

第5条 実施校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(通信教育の方法等)

第6条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)等に基づき、適切に実施しなければならない。

2 実施校の設置者は、次の各号に定める体制を整えなければならない。

- ① 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行わなければならない。
- ② 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保しなければならない。
- ③ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れなければならない。
- ④ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定しなければならない。
- ⑤ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行わなければならない。

(通信教育を行う区域)

第7条 通信教育を行う区域は、実施校の本校又は通信教育連携協力施設への通学に支障のない範囲で定めなければならない。

2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。

(通信教育連携協力施設)

第8条 実施校の設置者は、当該実施校の行う通信教育について連携協力する通信教育連携協力施設として面接指導等実施施設、学習等支援施設を設けることができる。この場合において、設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者との協力、連携を十分に図り、生徒の修学に支障がないよう努めなければならない。

2 実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設が他の設置者の設置するものであるときは、その連携協力内容について当該施設の設置者との間であらかじめ文書により同意を得なければならない。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

3 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載しなければならない。この場合において、それぞれの施設定員は、実施校の収容定

員の範囲内とし、通信教育連携協力施設ごとの定員が適切であると根拠資料等を用いて説明できなければならない。

- 4 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、第5条、第9条第2項及び第10条第2項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すことができなければならない。この場合において、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設けるときは、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すことができなければならない。
- 5 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導しなければならない。

#### （面接指導等実施施設）

第9条 面接指導等実施施設は、通信教育を行う区域内において面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う。

- 2 面接指導等実施施設は、本審査基準が定める実施校の本校の施設・設備に関する各基準と同等の水準又は面接指導、試験等を適切に実施することができるものでなければならない。
- 3 面接指導等実施施設において、観察及び実験、実習、実技等を行う必要のある教科、科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保しなければならない。
- 4 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。
- 5 前項に規定する協力校とは、実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとして設置者が定めた高等学校をいう。
- 6 面接指導等実施施設の施設や設備が借用又は負担付きである場合においても、実施校の設置者は安定的な利用関係の確保に関する事項を定めた契約等を取り交わさなければならない。

#### （学習等支援施設）

第10条 学習等支援施設は通信教育を行う区域内において、生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について

連携協力を行う。

- 2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

(収容定員)

第11条 実施校の通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

- 2 収容定員は、生徒数の将来の見込み、既存の高等学校の収容定員の状況等を考慮した適正な規模とするとともに、その旨、根拠資料を用いて説明できなければならない。

(教諭等及び事務職員の数等)

第12条 実施校において通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

- 4 実施校において編制する教育課程の実施に当たり、必要な各教科の免許を持つ教員を配置しなければならない。

- 5 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないようにしなければならない。

- 6 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かななければならない。

- 7 実施校において通信制の課程の事務に従事する専任の事務職員は、次の各号に掲げる数を基準とする。

① 生徒数300人以下2人

② 生徒数301人～5,000人2人に、生徒数が300人を超えて400人を増すごとに1人を加えた数

③ 生徒数5,001人以上14人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数

(施設及び設備の一般的基準)

第13条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第14条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、1,200㎡以上とする。ただし、次条第4項の規定により、他の高等学校の教育の用に供する施設を兼用する場合又は地域の実態その他に特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- ① 同時に面接指導を行う学級数以上の普通教室
  - ② 特別教室
  - ③ 図書室、保健室
  - ④ 職員室
- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。
- 3 全日制の課程を併置する実施校における第1項第1号から第3号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。
- 4 独立校における第1項第2号及び第3号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(運動場)

第16条 実施校には、教育上必要な面積及び設備を備えた運動場を備えなければならない。ただし、全日制の課程を併置する実施校にあっては、全日制の課程の運動場（体育館等を含む）を兼用することができる。

(校具、教具及び設備)

- 第17条 実施校には、設置する学科、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- 2 実施校には、学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
  - 3 実施校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。
  - 4 前各項の校具、教具及び設備は、常に改善し、補充しなければならない。

(施設等の所有)

第18条 校地、校舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附（次条第1項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。）でないものでなければならない。ただし、

特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- ① 校地又は校舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合
- ② 校地（校舎の敷地部分を除く。）、校舎（実施校の本校を除く。）を長期間（おおむね20年以上とする。）の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合
- ③ リース契約による借用が常態となっている設備を借用する場合

#### （設置経費及び経常経費）

第19条 学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りでない。

- ① 負債額が設置経費の3分の1以内であること。
  - ② 日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人山梨県私学教育振興会又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。
  - ③ 適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が完成年度相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。
  - ④ 設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。
- 2 学校を設置しようとする者は、特別な事情がある場合を除き、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
- 3 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。

#### （既に学校を設置している者の実施校新設）

第20条 既に他の学校を設置している者が実施校を新たに設置する場合には、第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

- ① 法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。
- ② 役員間により訴訟その他の紛争がないこと。
- ③ 借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がないこと。
- ④ その他適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

#### （課程、学科の設置）

第21条 実施校の課程及び学科の設置については、第5条から第17条までの規定を準用する。

(通信教育を行う区域の変更)

第22条 通信教育を行う区域の変更については、第5条から第17条までの規定を準用する。

(面接指導等実施施設の設置)

第23条 面接指導等実施施設の設置については、第5条から第17条までの規定を準用する。

(収容定員の変更)

第24条 実施校の収容定員の変更については、第5条から第17条までの規定を準用する。

2 収容定員を増加する場合は、生徒数の将来の見込み、既存の高等学校の通信制の課程の収容定員の状況等を考慮するものとする。

(設置者の変更)

第25条 実施校の設置者の変更については、第2条から第17条までの規定を準用する。

2 変更後の実施校は、従前の実施校との同一性を有するものでなければならない。

(実施校の廃止等)

第26条 実施校の廃止、課程及び学科の廃止並びに面接指導等実施施設の廃止については、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- ① 在籍する生徒及び教職員について、適切に措置されていること。
- ② 指導要録等の保管が確実であること。
- ③ 校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

附則

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に設置されている実施校は、この基準に適合するよう努めなければならない。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち、通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する教諭の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、令和7年3月31日までの間は、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 附則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている実施校及び通信教育連携協力施設は、この基準に適合するよう努めなければならない。